

牟呂用水土地改良区定款

牟呂用水土地改良区

牟呂用水土地改良区 定款

【沿革】 昭和 27 年 4 月 1 日 指令耕第 275 号
昭和 29 年 5 月 15 日 指令耕第 264 号
昭和 30 年 5 月 31 日 指令耕第 171 号
昭和 31 年 8 月 11 日 指令耕第 541 号
昭和 33 年 6 月 10 日 33 指令耕第 645 号
昭和 38 年 5 月 16 日 38 指令耕第 504 号
昭和 43 年 5 月 22 日 43 指令耕第 9-23 号
昭和 45 年 9 月 21 日 45 指令耕第 9-92 号
昭和 49 年 7 月 19 日 49 指令耕第 9-34 号
昭和 53 年 1 月 25 日 52 令耕第 9-56 号
昭和 56 年 6 月 3 日 56 令耕第 9-33 号
昭和 60 年 7 月 20 日 60 令耕第 9-82 号
昭和 62 年 6 月 9 日 62 令耕第 9-58 号
昭和 63 年 6 月 27 日 63 令耕第 9-40 号
平成 2 年 8 月 2 日 2 令耕第 9-25 号
平成 5 年 2 月 9 日 4 令耕第 9-24 号
平成 10 年 5 月 22 日 10 令耕第 9-7 号
平成 12 年 4 月 20 日 12 令農計第 9-4 号
平成 16 年 7 月 27 日 16 農計第 260 号
平成 18 年 8 月 17 日 18 農計第 303 号
平成 23 年 5 月 30 日 23 農計第 88 号
平成 27 年 4 月 14 日 27 農計第 11 号
令和 2 年 2 月 25 日 31 農計第 705 号
令和 4 年 5 月 6 日 4 農計第 76 号
令和 7 年 5 月 16 日 7 農計第 155 号
令和 8 年 月 日 8 農計第 号

*R7.12.16 理事会承認、R8.3.26 総代会承認後に知事認可申請を行う

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び保全を図り、もって農業の生産性の向上、農業生産の増大、消費者の需要に即した農業生産の推進、農業構造の改善及び農業生産活動の継続的な実施に資することを目的とする。

(名称及び認可番号)

第 2 条 この土地改良区は、牟呂用水土地改良区という。

2 この土地改良区の認可番号は、愛知第 6 2 号である。

(地区)

第3条 この土地改良区の地区は、別表に掲げる地域（その地域内にある土地のうち土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。）とする。

(事業)

第4条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約及び利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。

- 一 豊川から引水する幹線水路（牟呂松原頭首工より豊橋市牟呂町地内の柳生川サイホン出口まで）並びにこれに伴うかんがい施設、排水施設の維持管理に関すること
- 二 豊橋市内、北島町、菰口町、野田町、三ツ相町、吉川町、新栄町、馬見塚町、高洲町、小向町、青竹町、富久縞町、牟呂町、花田町の地域の支線水路並びにこれに伴うかんがい排水施設の維持管理に関すること
- 三 新城市八名井の地域及び牟呂畑かん第1揚水機場並びにこれに伴うかんがい施設の維持管理に関すること
- 四 豊橋市賀茂町地内の内、辻、能洲、久長、双田、後田、宗末、徳用、九伏、鎌田、神田、内匠、東田、下佃、大辻、鯉ヶ瀬、大橋、杉本、大鳥井下、山伏、鷺畑、染屋畑、若宮、代官屋敷、森信、塞神、御灯田、恵実、中道、西屋敷、城前、林の地域の支線水路並びにこれに伴うかんがい排水施設の維持管理に関すること
- 五 前各号に掲げる災害復旧及び突発事故による被害復旧

2 この土地改良区は、前項第二号及び第四号の事業に附帯して次に掲げる事業を行う。

- 一 農地維持、資源向上等の多面的機能発揮促進事業を行う活動組織に参画して行う当該事業及び当該活動組織から委託を受けて行う事業

3 この土地改良区は、第1項第1号及び第2号の事業に附帯し、その事業を害しない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。

4 この土地改良区は、独立行政法人水資源機構豊川用水事業の一環として施行された牟呂松原用水改良事業によって造成された施設の管理を委託される場合は、これを受託する。

(事務所の所在地)

第5条 この土地改良区の事務所は、愛知県新城市に置く。

(公告の方法)

第6条 この土地改良区の公告は、事務所の掲示場及びこの土地改良区の地区の属する市町村の事務所の掲示場に掲示してこれをするとともに、その公告の内容についてインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法を併せて行う。

2 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知するものとする。

第2章 会議

(総代会)

第7条 この土地改良区に総会に代るべき総代会を設ける。

(総代の定数)

第8条 総代の定数は、45人とする。

(総代の選挙)

第9条 総代は、組合員が総会外においてこれを選挙する。

2 この定款に定めるもののほか、総代の選挙に関し必要な事項は、附属書総代選挙規程で定める。

(総代の任期)

第10条 総代の任期は、4年とし、総選挙により選挙された総代の就任の日から起算する。ただし、土地改良法（以下「法」という。）第23条第4項において準用する法第29条の3第1項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取消しによる選挙によって選挙される総代の任期は、退任した総代の残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選挙が、総代の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(総代の失職)

第11条 総代がその被選挙権を失ったときは、その職を失う。

(通常総代会の時期)

第12条 この土地改良区の通常総代会の時期は、毎事業年度1回3月とする。

(組合員の請求による会議招集)

第13条 組合員が、総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、書面により総代会の招集を請求したときは、理事は、その請求があった日から20日以内に総代会を招集しなければならない。

(書面又は代理人による議決)

第14条 やむを得ない理由のため、総代会に出席することができない総代は、あらかじめ通知した事項について、書面又は代理人により議決権を行うことができる。

2 書面により議決権を行おうとする総代は、あらかじめ通知のあった事項について、書面にそれぞれ賛否を記載し、これに署名又は記名押印の上、総代会の会日の前日（通知で別に定めたときは、その日時）までにこの土地改良区に提出しなければならない。

3 総代の代理人は、書面により代理権を証明しなければならない。

(議決方法の特例等)

第15条 総代会においては、定款の変更、土地改良事業計画の作成及び変更、土地改良事業の廃止、役員の変更、規約の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止、合併、解散、組織変更、その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第16条 経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総代会を招集して、総代の半数以上の出席がないため、さらに20日以内に同一の目的で招集された総代会の議事は、経常経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金の賦課徴収の時期及び方法に限り、総代の3分の1以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

(議長)

第17条 総代会の議長は、出席した総代のうちから当該総代会で選任する。

(総会)

第18条 第13条から前条までの規定は、総会について準用する。

第3章 役員

(役員の数)

第19条 この土地改良区の役員の数、理事14人及び監事4人とする。

2 前項の監事数のうち、1人以上は法第18条第7項各号の全てに該当する者とする。

(役員を選任)

第20条 役員は、総代が総代会において選任する。

2 この定款に定めるもののほか、役員を選任に関し必要な事項は、附属書役員選任規程で定める。

(理事長)

第21条 理事は、理事長1人、副理事長1人を互選するものとする。

第22条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時は、その職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長及び副理事長ともに事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長ともに欠員のときはその職務を行う。

(事務の決定)

第23条 この土地改良区の仕事は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規約の定めるところにより、軽易な常務については、理事長の決するところによる。

(監事の職務)

第24条 監事は、少なくとも毎事業年度2回この土地改良区の仕事及び財産の状況を監査し、その結果につき総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

2 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総代会の承認を受けるものとする。

(役員任期等)

第25条 役員任期は4年とし、その就任の日から起算する。ただし、法第29条の3第1項及び第134条第2項の規定による改選、法第136条の規定による議決の取消による選任並びに補欠選任によって選任される役員任期は、退任した役員残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選任が、役員全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(役員失職)

第26条 理事又は監事がその被選任権を失ったとき又はその所属する被選任区を異動したときは、その職を失う。

第4章 経費の負担

(経費分担の基準)

第27条 第4条第1項第一号の事業に要する経費に充てるための賦課金は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき、上流部（新城市八

名井、豊川市江島町、松原町、金沢町、三上町、豊橋市賀茂町、石巻小野田町の地域)は1.0、下流部(豊橋市賀茂町、石巻小野田町を除く地域)は1.6の比率により地積割に賦課する。

- 2 前項の規定にかかわらず、土地改良区の運営事務費に要する経費に充てるための賦課金は、予算の定めるところにより、組合員に対し、この土地改良区の地区内にある土地の全部につき地積割により均一に賦課する。
- 3 第4条第1項第二号(富久縞揚水機場掛かり(富久縞町字東ノ坪、西ノ坪、中ノ坪、北ノ坪、富久縞)を除く地域)、第三号、第四号及び第五号の事業に要する経費に充てるための賦課金は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき、地積割により均一に賦課する。
- 4 第4条第1項第二号(富久縞揚水機場掛かりの地域)の事業に要する経費に充てるための賦課金は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき、地積割により均一に賦課する。

(負担金及び分担金)

第28条 この土地改良区は、独立行政法人水資源機構法第25条第3項の規定に基づき、独立行政法人水資源機構が施行する維持管理事業の負担金を負担する。

- 2 この土地改良区は、独立行政法人水資源機構法第25条第1項の規定に基づき、豊川用水二期事業の負担金を負担する。
- 3 この土地改良区は、法第111条の21の規定に基づき、愛知県土地改良事業団体連合会の負担金を負担する。
- 4 前3項の負担金に充てるための賦課金は、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。

第29条 この土地改良区は、法第91条の規定に基づき、県営経営体育成基盤整備事業牟呂明治地区の分担金を負担する。

(賦課金徴収の方法)

第30条 前3条の規定による賦課金の賦課徴収時期及び方法の基準は、総代会で定める。

(特別徴収金)

第31条 法第36条の3の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令第47条の規定に該当する場合において当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。

第32条 この土地改良区は、法第91条の2の規定に基づき、県営経営体育成基盤整備事業牟呂明治地区に係る特別徴収金を負担する。

- 2 前項の場合には、当該特別徴収金に充てるため、その特別徴収金の原因となった行為をした組合員から、当該特別徴収金に相当する額を徴収する。

(督促)

第33条 法第39条の規定に基づく督促は、その納付期限後60日以内に督促状を發してこれをするものとする。

(過怠金)

第34条 第27条、第28条、第29条、第31条または第32条の規定により賦課された賦課金につき、これを滞納し、又は期限内に履行しない場合には、その滞納の日数

に応じて、年利14.6%の延滞金並びに督促状を発した場合には督促手数料200円を過怠金として徴収する。

- 2 前項の滞納金又は過怠金を市町村が処分する場合には、さらにその徴収金額の100分の4に相当する額を過怠金として徴収する。
- 3 前2項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。

第5章 雑則

(係及び委員会)

- 第35条 この土地改良区の事務を分掌させるため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として係を置く。
- 2 この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会を置く。
 - 3 理事会は、前2項に規定する各係又は各委員会に担当理事を定める。

(加入金)

- 第36条 新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収する。
- 2 前項の加入金の額は、総代会の議決により定める。

(賦課金以外の徴収金についての過怠金)

- 第37条 前条の規定による加入金及び法第43条第2項の規定による決済により徴収すべき金銭、清算金については、第34条の規定を準用する。

(基本財産)

- 第38条 この土地改良区に基本財産を設けることができる。
- 2 前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。
 - 3 この土地改良区は、その管理する土地改良施設（当該土地改良施設と密接に関連する施設を含む。）について、将来行われるべき当該土地改良施設の更新のために行う当該土地改良施設の変更に必要な費用に充てるための資金を、前項の基本財産として積み立てるものとする。

(財産の分配の制限)

- 第39条 この土地改良区の財産については、組合員に分配することができない。

(残余財産の帰属者)

- 第40条 この土地改良区が解散（合併による解散を除く。）した場合における残余財産は、解散のときにおける理事会の議決により選定した地方公共団体、他の土地改良区又は土地改良施設の管理を行う認可地縁団体若しくは一般社団法人に帰属する。
- 2 前項の理事会の議決により残余財産を帰属させる者を選定しようとするときは、あらかじめその者の承諾を得ておかななければならない。

(事業年度)

- 第41条 この土地改良区の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(電磁的方法)

第42条 この定款の規定により、書面を交付することとされる通知その他の行為については、規約の定めるところにより、書面の交付又はその他の行為に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。

2 この定款の規定により、作成、保存又は縦覧を行う書面については、規約の定めるところにより、書面に代えて、電磁的記録により行うことができるものとする。

(委任)

第43条 この土地改良区の管理運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規約で定める。

附 則（平成2年8月2日認可）

1 この定款は認可の日から施行する。

ただし第22条及び役員選挙規程第2条の変更は現任役員の任期満了、その他の事由による次期の総選挙のときから施行するものとし、それまではなお従前の例による。

2 土地改良法の一部を改正する法律（昭和47年法律第37条）附則第6項の規定により、同法による改正後の特別徴収金に関する規程を適用しないこととされる土地改良事業の施行に係る地域内の農地の転用に伴い、徴収する賦課金については、第28条の規定にかかわらずなお従前の例による。

附 則（平成5年2月9日認可）

1 この定款変更は認可の日から施行する。

2 この定款変更中第8条及び役員選任規程第2条の規定の変更は、現在総代及び役員の任期満了その他の事由による次期の総選挙のときから施行するものとし、それまではなお従前の例による。

附 則（平成10年5月22日認可）

1 この定款は、認可の日から施行する。

附 則（平成12年4月20日認可）

1 この定款は、認可の日から施行する。

附 則（平成16年7月27日認可）

1 この定款は、認可の日から施行する。

附 則（平成18年8月17日認可）

1 この定款は、認可の日から施行する。

附 則（平成23年5月30日認可）

1 この定款は、認可の日から施行する。

附 則（平成27年4月14日認可）

1 この定款は、認可の日から施行する。

附 則（令和2年2月25日認可）

1 この定款は認可の日から施行する。

2 第14条の規定は、総代会でこれを制限する議案の議決があった場合、それ以降、当該総代の任期中に開催される総代会においては適用しない。

附 則（令和4年5月6日認可）

1 この定款は認可日から施行する。

附 則（令和7年5月16日認可）

1 この定款は認可日から施行する。

附 則（令和 年 月 日認可）

1 この定款は認可日から施行する。

第3条 別表

牟呂用水土地改良区区域書

市町大字名	字 名	地 域
新 城 市 八 名 井	関屋、東畑、西川原、祢宜屋敷、後井地、廣瀬	一円の田、畑
豊 川 市 江 島 町	三反畑、新田、高畑、中脇、稲場、藤ノ木、北裏、馬洗、一ノ坪、下新田、川久古、成天、築地、立合、社宮神、下ノ郷、東貝戸、廣瀬、川ヶ裏、金山、五反畑、奥川原、寺裏、	一円の田、畑
豊 川 市 松 原 町	長衛前	一円の田、畑
豊 川 市 金 沢 町	西浦、中道、宮北、川久胡、岡畑、岡下、内貝津、外貝津、金山、北浦、上川原、高安、市場、池端、一丁畑、大塚、村下、天王、薬師地、丸海道、丹茂、松下、柿ノ木、川井野、駒ノ前、年田、大口、鎌田、櫛田、堤下、宮前、小蔵子	一円の田、畑
豊 川 市 三 上 町	大柳、札田、北中島、間川、沖、西六盃	一円の田
豊 橋 市 賀 茂 町	村上、比丘尼谷、先起、西能洲、辻、能洲、久長、双田、後田、宗末、徳用、九伏、鎌田、神田、内匠、東田、下佃、大辻、鯉ヶ瀬、大橋、杉本、大鳥井下、山伏、鷺畑、染屋畑、若宮、代官屋敷、森信、塞神、御灯田、恵実、中道、西屋敷、林	一円の田
豊橋市石巻小野田町	中切田、下鳥見塚、小深田、富貴、沖	一円の田
豊 橋 市 花 田 町	越水、百北	一円の田
豊 橋 市 新 栄 町	大溝、一本木	一円の田
豊 橋 市 馬 見 塚 町		一円の田
豊 橋 市 高 洲 町	高洲、西屋敷、小水尾、長弦、向島、大江、鳥塚、小島、森下	一円の田
豊 橋 市 小 向 町	北小向、下野、蜂ヶ尻、内田	一円の田
豊 橋 市 青 竹 町	青竹、石洲、浜道、八間西	一円の田
豊 橋 市 富 久 縞 町	平塚、茅野、梅村、東ノ坪、西ノ坪、中ノ坪、北ノ坪、富久縞	一円の田、畑
豊 橋 市 牟 呂 町	西明治塚添、西明治川東、西明治新右前、西明治源助堀、西明治沖坪、西明治大道下、東明治沖坪、東明治橋下、東明治川添、東明治塚裏、東明治郷下、築根、水神、内田、一本木	一円の田

豊橋市神野新田町	イノ割、ロノ割、ハノ割、ニノ割、ホノ割、ヘノ割、トノ割、チノ割、リノ割、ヌノ割、ルノ割、ヲノ割、ワノ割、カノ割、ヨノ割、タノ割、レノ割、ソノ割、ツノ割、子ノ割、ナノ割、ラノ割、ムノ割、ウノ割、キノ割、ノノ割、オノ割、クノ割、ヤノ割、マノ割、ケノ割、フノ割、コノ割、エノ割、テノ割、アノ割、サノ割、キノ割、メノ割、ミノ割、シノ割、エノ割、ヒノ割、モノ割、セノ割、スノ割、京ノ割、会所前、中洲、品井潟、中道東、水神下、江縁、宮前、中島、沖ノ島	一円の田、畑
----------	---	--------